



昭和29年事業所統計調査

総 理 府 統 計 局

調 査 票 丙 (国 営 用)

指定統計
第 2 号

7 月 1 日

※ 産業分類番号		
大	中	小

※ 主 管 省 部 局 名	※ 事 業 所 番 号
------------------	----------------

1 事業所の称	3 種類別従業者数 (該当のない欄は0と 書いて下さい)
2 事業所在地	
4 業務の内容	

事業所責任者
印

注意 (1) 記入に当つては裏面の記入の要領を参照して下さい。
(2) ※印は主管省で記入します。

総 理 府 統 計 局

調 査 票 丙 (国 営 用) 副 票

昭和 29 年 7 月 1 日

※ 産業分類番号		
大	中	小

※ 主 管 省 部 局 名	※ 事 業 所 番 号
------------------	----------------

1 事業所の称	3 従業者数	4 業務の内容
2 事業所在地	(1) 総数	
	(2) 内常勤の者	

(日本工業規格A5判)

(裏 面)

記 入 の 要 領

A 調査の趣旨

総理府統計局では、事業所及び従業者の分布並びにその活動状態を明かにして我国産業活動の実態把握に資すると共に、各種標本調査のための適切な基礎資料を提供するため、本年7月1日を期して昭和29年事業所統計調査を行うことになりました。ついでには国営の事業所に対しても一般の事業所統計調査に準じて、調査を行いますから御協力をお願いします。調査の対象となる事業所に対しては、各省主管部局から調査票が配付されますから、配付を受けたところでは下の「記入の仕方」に従つて正確に記入して下さい。

B 記入の仕方

1 事業所の名称

事業所の正式の名称を省略せずに記入して下さい。

2 事業所の所在地

事業所のある場所を番地まで詳しく記入して下さい。

3 種類別従業者数

その事業所に勤務しているすべての従業者の数を「(1)常勤の者」「(2)非常勤の者」「(3)その他の者」の区分に従つて記入して下さい。

ここで従業者とは7月1日現在においてその事業所に勤務し、俸給、給料及びその他の給与を受けている者のすべてをいいます。従つて公務員であるか否かを問わず、局長、所長、場長、部課長、係長等の役付であると、事務員、技術員、作業員、小使、人夫等であることを問わず、また普通には一般公務と考えられる仕事に従事している人でも、この事業所に勤務している者はすべて従業者中に含まれます。但し3カ月以上の長期欠勤者、休職者及び特別待命者は除きます。

(1) 常 勤 の 者

- 次に掲げる者をいいます。
- イ 行政機関職員定員法第1条にいう一般職に属する職員。
- ロ 常勤勤務者(肉体的又は機械的労務に服する

人夫、作業員その他これらに準ずる者で、一般職の職員の給与に関する法律第14条の規定による勤務時間で勤務することを要し、且つ雇傭契約は2カ月毎に更新することになつていても実質的には12カ月を越えて継続して勤務することを例とする者をいいます。

ハ 国家公務員法第2条に定められる特別職の常勤職員。

(2) 非 常 勤 の 者

- 次に掲げる者をいいます。
- イ 日々雇入れられる職員及び1週間の勤務時間が33時間を超えない範囲で定められている職員。
- ロ 国家公務員法第2条に定められる特別職の非常勤職員。

(3) そ の 他 の 者

公務員ではないが、報酬を得てこの事業所の作業をする者(個々の契約で雇われている外国人や役員費などから報酬の支払を受ける臨時の人夫などがこれに含まれます)。

4 業 務 の 内 容

事業所の行つているおもな業務を主要なものから順に詳細に記入して下さい。

5 副 票

調査票の主票の記入が終つたら、下方の副票のそれぞれの欄に、調査票の各事項の記載に基づき、所要の記入をして下さい。なおこの票は切離さないで、そのまま提出して下さい。